入居契約重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び八王 子市有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。なお、生活支援サー ビスに関する契約については、生活支援サービス重要事項説明書により、別途説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

	(ふりが	な)	かいらく	えんほーむ	さーびすつきこうれい	しゃむけじゅ	うたく	
住宅の名称	第二偕楽園ホ	ーム サー	ービス付き	き高齢者向け	住宅			
所在地	(住居表	示)	東京都八	王子市加住町	丁1丁目18番			
利用交通手段	I 1	電車(J R	中央 線	八王子駅 駅か	ら バスで22分	▶ 降車後、	徒歩10 分)
利用交通子段	□ 2	その他()
住宅に関する	■ 1	所有権	\square 2	賃借権	□ 3 使用貸借に	よる権利		
権原	期間	平成	30 年	8 月	1目から	年	月	日まで
施設に関する	■ 1	所有権	\square 2	賃借権	□ 3 使用貸借に	よる権利		
権原	期間	平成	30 年	8 月	1 目から	年	月	日まで
敷地に関する	□ 1	所有権	□ 2	地上権	■ 3 賃借権	□ 4 (吏用貸借に	よる権利
権原	期間	平成	29 年	3 月	27 目から	2068 年	3 月	31 目まで

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人	□ 個人		
商号、名称	(ふりがな)	しゃかいふくしほうじん	いちせいかい	
	社会福祉法人 一誠会			
住所	(郵便番号	192-0005)	
(法人にあっては 主たる事務所の所在	東京都八王子市宮下町:	983番地		
地)			電話番号	$0\ 4\ 2-6\ 9\ 1-2\ 8\ 3\ 0$
法人の役員	別添	1 のとおり		
	(ふりがな)			
	商号、名称、又は氏名			
		(郵便番号)	
	住所(法人にあっては 主たる事務所の所在			
である場合)	地)		電話番号	
	法人の役員	別添 1 のとおり		

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

	(ふりがな)	しゃかいふくしほうじん	いちせいかい	
事務所の名称	社会福祉法人 一誠会			
	(郵便番号	192-0005)	
事務所の所在地	東京都八王子市宮下町	983番地		
			電話番号	$0\ 4\ 2-6\ 9\ 1-2\ 8\ 3\ 0$

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録	禄申請対象戸	数			12 戸				
居住部分の 規模		(最小))		18.63	m²				
7九1天		(最大))		18.63	m²	詳細について	は、別添	3	のとおり
構造及び設備	共同	司利用設備		■ あり) 🗆	なし				
再旦及び政備	構造	木造	造	耐火机	構造	耐火建築物	階 数	2	2	階建
	スプリン	クラー		あり [□なし	自動火災報知設備	■ あり	□なし		
消防設備	火災通	報装置		あり [□なし	防火管理者	■ あり	□なし		
	防災	計画	•	あり [□なし	施行令別表第1				
竣工の年月		2018		年	7月	31 目				

⁽注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

	■ 登録基準に適合している
加齢対応構造 等	■ エレベーターを備えている
,	■ 緊急通報装置を備えている

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

)) LANG	同即任何仍任七切八石天师、八石石真竹	次の八石州和村朔(石田の川に茂りる前でのる物目)
入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その	他
入居契約が賃 貸借契約でな い場合には、 その旨		
終身賃貸事業 者の事業の認 可	□ 法第52条の認可を受けている	5
入居者の資格	■ 60歳未満の親族 / 特別な	である。 者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている は理由により同居させる必要があると知事が認める者) この者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者
入居契約の 内容	別添入居契約書のとおり	
入居開始時期(※)	2018 年 9)月 1日から
契約解除の内容		
事業主体から解約を求める	解約条項	
場合(終身建物 賃貸借の場合の み)	解約予告期間 ク	· 月
入居者からの 解約予告期間	1ヶ月	
入院時の取扱い		費をお支払いいただきます。サービス費、食費は利用実績により日 (入院中の利用がない分はお支払いいただきません)。
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談	
	入居に	当たっての留意事項
やむを得ず身体	本 拘束を行う場合の手続	①身体拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代 替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で1ヶ月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただきます。(継続して行う場合、概ね1ヶ月毎に行います)②経過観察及び記録を行います。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体的拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 ④1ヶ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。
高齢者の虐待防な対策	ち止及び不当な侵害防止に向けた適切	①虐待防止に関する責任者を選定(管理者) ②成年後見制度の利用を支援 ③苦情解決体制を整備 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施 ⑤虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します
職員に対する虐	言待防止研修・内部及び外部研修	年間研修計画を作成し、虐待防止に関する研修について、外部 講師による内部研修及び東京都、関係団体が主催する外部研修 への参加を計画的に実施いたします。

※入居開始時期は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6 職員体制

日中の職員体制	訓(※生活支援サービス	スを提供する常駐職	員の配	置)					
人員配置	1 人	常駐する時間	9	時	分 ~	18	時	分	
		■ 同一の敷地内	•		隣接する土地	•		•	
常駐場	所	_ 近接する土地							
		□(所在地)
日中以外の時間	間の職員体制								
人員配置	1 人	常駐する時間	18	時	分 ~	9	時	分	
	-	■ 同一の敷地内			隣接する土地				
常駐場	所	□ 近接する土地							
		」(所在地)
en. la	1.00	A settle of sett							
備考	夜間に関しては、併設な	介護施設職員による?	ナースコ	ュール対応	5後、生活支援	負へ連	経対応		

(職種別の職員数)		(年	月	日現	在)※入居開始	始(開設)前は、予定を記載。
① 職員の人数及びその	動務形態						
職種	延べ人数	常	勤	非	常勤	合計	兼務状況 等 (委託である場
400年		専従	非専従	専従	非専従	[H.E]	合はその旨を記入)
管理者	\Rightarrow 3 - 1		1			1人	併設施設管理者兼務
生活支援サービス							
提供職員	$\Rightarrow 3-2$				5	5人	併設介護事業所兼務
(食事提供サービスを除く)	, @ 2						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
うち、看護職員:直接雇用				 		0人	
うと 手鎌脚昌・脳連						0人	
うち、有機概員・派遣				 		57	
うち、看護職員: 派遣 うち、介護職員: 直接雇用 うち、介護職員: 派遣	⇒③-3			 		5人 0人	
うち、機能訓練指導員	⇒(3) – 4					0人	
栄養士	→3) — 4					0人	
調理員						0人	
事務員						0人	
その他						0人	
② 1週間のうち、常勤(カ分类学が開	数十いも	上 10 米			0人	40 時間
3-1 管理者の資格	クル来有 が到	がり ハマド	寸則致		△ 端 士 採 珪	田 日 一 公社	
	2 担 供 啦 邑 か	\\\/\tau\			介護支援専	子門貝 介護	養福祉士
③-2 生活支援サービ	へ促供順貝の		勤	1 367	常勤		
資格	延べ人数	専従	非専従		^ヵ 勁 ┃ 非専従	4	
医師		导化	非导 促	専従	非导促	1	
						-	
看護師 准看護師						-	
介護福祉士				-		1	
社会福祉士						†	
介護支援専門員						/	
養成研修修了者					5	/	
上記以外の職員					-		
③-3 介護職員の資格							
	7-7 0 1 14/-	常	勤	非	常勤		
資格	延べ人数	専従	非専従	専従	非専従	1	
介護福祉士		7.7	71 717	7.7-		İ	
介護支援専門員						Ī	
実務者研修						1	
介護職員初任者研修						1	
たん吸引等研修(不							
たん吸引等研修(特)	定)						
資格なし							
③-4 機能訓練指導員	の資格	314	- +1+1	1	44-44-1		
資格	延べ人数		勤		常勤	1	
	,c , ,,,,	専従	非専従	専従	非専従	1	
理学療法士							
作業療法士						1	
言語聴覚士 看護師又は准看護師						4	
1 週間 人は住 1 週間 柔道整復師				-		-	
あん摩マッサージ指見	工師			-		/	
④職員の職種別・勤続年		仕字におり	 ナス 勘 結 在 注	(/ /			
(型が成員 マノ州収1里月)・ 割が(十分	みかり八奴 (个	エトにもこ		メ <i>)</i> 生活支援サー			
勤続年数	_	職種	管理者	ビス提供職員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
297/26 1 30		194 132	常勤非常勤	常勤非常勤	常勤非常勤	常勤非常勤	常勤非常勤
1 年未満							
1年以上3年未満			1	5			
3年以上5年未満							
5年以上10年未満				\vdash	\vdash	\vdash	
10年以上			0 1	0 5	0 0	0 0	
合計			0 1	0 5	<u> </u>	<u> </u>	0 00

7 サービス付き高齢者向け住宅において入居者から受領する金銭(生活支援サービスに関する費用を除く)

家賃の概算額	(最低)	約	60,000	円		住戸ごとの内容は	・別後っ	のとおり
	(最高)	約	60,000	円		正尸 ことの内谷は	カリがい ろ	のとおり
共益費の概算額	(最低)	約	27, 540	円				
共価質の似昇領	(最高)	約	27, 540	円				
敷金の概算額	(最低)	約	0	円		家賃の		0 月分
敖金の焼昇銀	(最高)	約	0	円		多貝の		0 A 分
前払金※の有無		あり	■ 7.	r L	-			
家賃等の前払 金の概算額	(最低)	約	0	円	(最	高) 約	0	円
家賃等の前払 金の算定の基	家賃							
礎	サービス提供 の対価							
返還額の算定 方法								
家賃等の前払 金の返還債務 が消滅するま での期間	年	月	日まで					

家賃等の前払 金の返還額の 推移	(※原則として入居契約に定めた契約の対	始期を起算日とする。)	
前払金の保全 措置の内容 ※前払金とは、	□ 銀行による債務の保証 □ 保険事業者による保証保険 終身又は入居契約の期間にわたって受領すっ	□ 信託会社等による元本補てん又は信 □ その他 (べき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合)
8 サービス付き	高齢者向け住宅の管理の方法等		
管理の方式	■ 自ら管理 □ 管理	業務を委託	
委託する業務 の内容 (契約事項)			
管理業務の委			
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号	
修繕計画		电四笛力	
計画策定の 有無	□あり ■なし		
大規模修繕の 実施予定		頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定			
9 サービス付き	高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生	生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)	
	施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
第二偕楽園ホー	- ム 看護小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護 (訪問看護・訪問介護・通所サービス・短期 入所サービスの提供)	■ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地
短期入所生	生活介護事業所 第二偕楽園ホーム	ショートステイ (短期人所 (ショートステイ) サービスによる入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活世話や機能訓練等のサービス の提供)	■ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地
	第二偕楽園ホーム	地域密着型介護老人福祉施設(入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活世話や機能訓練等のサービスの提供)	■ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地
			□ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地
し 1 0 高齢者居宅	E生活支援事業を行う者との連携及び協力	(該当する場合のみ)	
連携又は協力の			
事業所の名称	第二偕楽園ホーム 看護小規模多機能型	-む かんごしょうきぼたきのうがたきょたくか 居宅介護事業所	いごじぎょうしょ
+ 316-75 - 5-7-4 til.	(郵便番号 192-0	0 0 4	
事業所の所任地	東京都八王子市加住町1丁目18番	電話番号 042-691-1866	
連携又は協力の内容	入居者の利用も想定した看護小規模多機 (通いサービスによる入浴、機能訓練、: 護・看護サービスの提供、短期入所サー	食事、健康管理、レクリエーション等の提供、信	上宅を訪問して介
連携又は協力の	 相手方		
事業所の名称	(ふりがな) たんきにゅうしょ 短期入所生活介護事業所 第二偕楽園ホ	-せいかつかいごじぎょうしょ だいにかいらく ーム	えんほーむ
	(郵便番号 192-0	0 0 4)	
事業所の所在地	東京都八王子市加住町1丁目18番	電話番号 042-691-0913	

入居者の利用も想定した短期入所生活介護の運営 (短期入所(ショートスティ)サービスによる入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活世話や機能訓練等のサービスの提供)

連携又は協力 の内容

連携又は協力の	相手方											-
	(ふり	がな)	いりょうほ	うじんしゃフ	だんこう	わか	いみ	ぎた	びょういん			
事業所の名称	医療法人社	団興和会 🧵	右田病院									
	(郵便	更番号	1 9 2	2-0043)							
事業所の所在地	東京都八王	子市曉町1-4	18-18									
						電訊	番号(0 4 2	2-622-	5 1 5 5		
連携又は協力												
の内容	病院受診に	おける診療を	対応 緊急時	寺等における	診療及で	び入隊	完対応					
連携又は協力の	相手方											
古米ゴのりむ	(ふり	がな)	いりょうほ	うじんしゃフ	だんしん	たに	カルハ	しん	たにいいん			
事業所の名称	医療法人社	団新谷会 第	新谷医院									
		E番号		3-0003)							
事業所の所在地	東京都府中	市朝日町2-	-30-11									
						電記	番号(0 4 2	2-361-	9419		
連携又は協力	兄女計 明)**	トフ屋部に	トッシーファ	₩/r#reference TH								
の内容	店宅訪問に	よる医師に、	よる診療及び	/ 健康官性								
	<u> </u>											
連携又は協力の		がた)	いりょうほ	31°41 81	だんたカ	けった	シントノ	けち	おうじしか			
事業所の名称		ガー・ネク 団高輪会 ク) 0/0004/	-/0/-/	-7442	777	14.5	40) 0 0 11-			
	(郵便	 更番号	193	3-0941)							
事業所の所在地	東京都八王	子市狭間町1	1462番地1(イトーヨージ	カドーハ	王子	3F)					
						電訊	番号 (042	2-669-	3838		
*声権 サル 切 力												
連携又は協力 の内容	居宅訪問に	よる歯科医師	師による診療	F								
1 入居者の現	兄							(2024 年	7 月	1	日現在)
介護度別・年齢	別入居者数			平均年	宇齢	86	. 4	譺	入居者数合	計	12	ر ا
年齢 /介護度	合計					1						
or#+#						-	要介證		- 17.1 104	要介護4		
						-						
						4		2	-		0	0
合計				2		4		3	2		0	0
7. 民继续期間別	1 足耂粉		l .			'					-	
	1	6か月以上	1年以上	5年以上	10年以	从上 【	4 = 5 1				A 31	
	6万4月末満	1年未満	5年未満	10年未満	15年末		15年1					
入居者数	3	1	8	0		0		0			12	
男女	x別入居者数		男性	2	人	女	性		10 人			
	入居率(一時	的に不在と	なっている	ものを含む。)			10	00 % (4	と戸数に対	する入居	戸数)
			1 -					退去者				人
	人数				/	人数	(人))	(数(人)	
自宅・家族同居		2	転居					0	の入院			2
介護老人福祉施設 (特養等) へ転居		0	1 / 1/2 /					0	死亡			2
介護老人保健施設へ転足		0						0	その他			0
介護療養型医療施		0	その他の福祉	-施設・高齢				0	()			0
設へ転居			者住宅等への	転居								
2 入居希望者	への事前の情	青報開示										
1		_,										
入居契	2約書のひな	形				(※育						寸
	大居者の現況											
(※必要事項が盛	り込まれてい		口入月	居希望者に交	を付		(2024 年 7 月 1 日現在) 6.4 歳 入居者数合計 12 人 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
垻訳明書を管理共	見程に代えるこ	- ともり。)	□ 公園	昇していない	, I		台に記	載)		公開し	ていない	

事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)		■ 入居和	合望者に公開 合望者に交付 していない	その他 ()	□ 入居希望者に公開 □ 入居希望者に交付 □ 公開していない			
. 3 その他	_	+ h (左	4 🖂 🛪	⇒ \				
運営懇談会	(開催方	土笠) する運営系	製談会を開催し、住宅 同時に、入居者及び2	ー 皆全員(参加が困難な場合は家が E側から入居状況、サービス提供	族等)・民生委員等の外部委員4者で構 供状況及び住宅の収支等について報告・ を受けることで、運営に反映させるため	兑		
		以下の内容の	代替措置により	対応(※入居者が概ね9	9 人以下の場合等)			
有料老人ホーム設置時の老		あり	□なし					
人福祉法第29条第1項に規 定する届出	■ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関 ■ する法律第23条の規定により、届出が不要							
(介護予防)特定施設入居者生 活介護事業所(地域密着型を含		指定を受けて	いる 介護係	呆険事業所番号 (
む) むり		■ 指定を受けていない						

14 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

基本方針及び都の「高齢者の居住安定確保計画プラン」に沿って適切に運営します。